

ぱわっと

2010
vol.
30

特集／ドメスティック・バイオレンスのない社会に向けて

新聞等で耳にするドメスティック・バイオレンス（DV）。

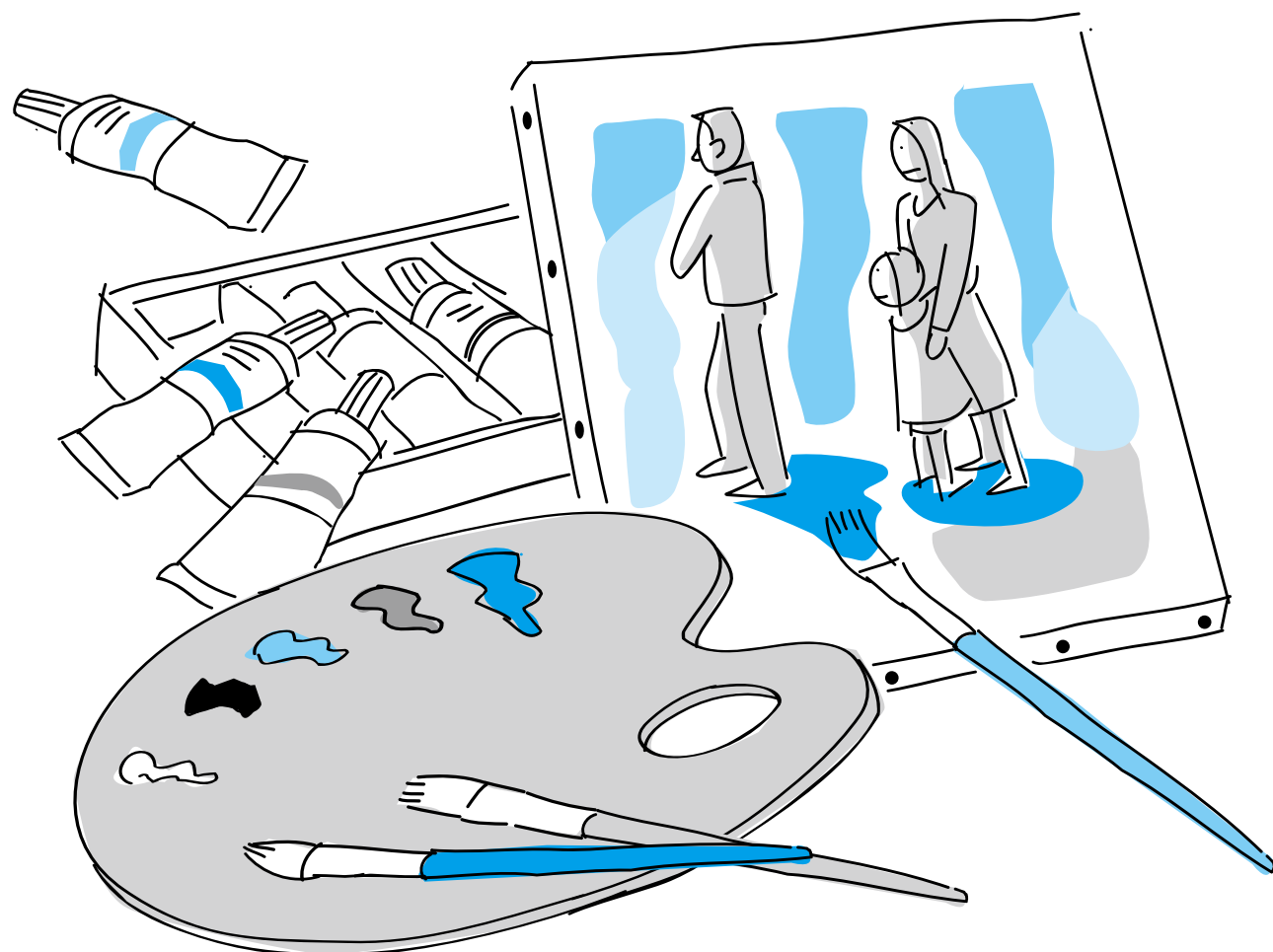
でも、他人事と思いませんか。

DVは犯罪につながる重大な人権侵害です。

DVをなくすためには、暴力を容認しない社会を築いていくことが大切です。

その一歩は、DVの実態を知り、理解を深めること。

ともに考えてみませんか。



第19回 女と男のいきいきフォーラム八王子

いま、女と男が輝くとき

平成22年2月27日(土) クリエイトホール[八王子市東町5-6]

「女と男のいきいきフォーラム八王子」とは？ 市民公募からなるフォーラム実行委員会が、みなさんに男女共同参画社会について考えていただくために、市が主催する事業を企画し、運営するイベントです。



入場
無料

講演会

手話通訳あり

「いま、女と男が輝くとき」

～「婚活」と、女と男と未来～

講師／山田 昌弘さん[中央大学教授]

時間／14:00～16:00

会場／5階ホール[定員170名・申込み先着順]

山田 昌弘さん

中央大学教授

中央大学文学部教授。専門は家族社会学。鋭い提言で、「パラサイト・シングル時代」「希望格差社会」「婚活時代」など、時代の流行語を生む著書を数多く執筆。内閣府男女共同参画会議議員。



分科会

講演会「性暴力をなくそう」

講師／小林 美佳さん[「性犯罪被害にあうということ」著者]

時間／10:00～12:00 会場／11階視聴覚室[定員50名・申込み先着順]

国際パネルディスカッション「まつりの中の女と男」

コーディネーター／江藤 双恵さん[東洋大学人間科学総合研究所客員研究員]

パネリスト出身国／韓国、フィリピン、トルコ、フィンランド(協力：八王子国際協会)

時間／10:00～12:00 会場／10階第2学習室[定員50名・申込み先着順]

団体企画

「よく飛ぶ！ 父子の紙ヒコーキ教室」

対象／4歳～小学4年生のお子さん
とその父親

時間／10:00～12:00

会場／6階レクリエーション室
[定員12組・申込み先着順]

企画／グループ「レクボラNO.1」

「この手に この手で ジェンダー平等」

～女性差別撤廃条約実行への日本の課題～

講師／三井 マリ子さん[女性政策研究者]

時間／16:30～18:30

会場／8階男女共同参画センター
[定員20名・申込み先着順]

企画／八王子手をつなぐ女性の会

★展示★ 会場／8階男女共同参画センター(2月27日～3月6日)

展示内容：「女と男のいきいき川柳」入選作品

八王子女性史サークル活動紹介

八王子手をつなぐ女性の会 20年を振り返って

お申し込み【対象：市内在住・在勤・在学の方】

受付日／1月15日(金)から申込み先着順で受付開始

受付時間／[月～土曜] 9:00～19:00

[日曜及び2月2日] 9:00～17:00

申し込み／電話・ファックス・またはメールで、八王子市男女共同参画センターまでお申し込みください。ファックス・メールには「住所」「氏名」「年齢」「電話番号」「参加希望のイベント名」をご記入ください。

電話◇042-648-2230 FAX◇042-644-3910
メール◇b050900@city.hachioji.tokyo.jp

託児／1歳から就学前のお子さんを預かります。
お申し込みの際にご予約ください。
(午前・午後、各15名まで)

主催／男女共同参画都市 八王子市

企画運営／女と男のいきいきフォーラム八王子実行委員会

問合せ先／八王子市男女共同参画センター

八王子市クリエイトホール8階

〒192-0082 八王子市東町5-6 電話◇042-648-2230

女性の3人に1人は
DVの被害を受けている！

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦(事実婚、元配偶者も含む)や親密な関係にある男女間の暴力を言います。

DV例①／ののしられる毎日

「死ぬ」「役立たず」「消えてしまえ」などと、大声でののしる夫。「やめてほしい」と言うと、「誰に食べさせてもらっている」と叩かれる。(身体的、精神的暴力)



身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつけるなど

精神的暴力

大声で怒鳴る、何を言っても無視する、行動を監視するなど

子どもを利用した暴力

子どもに暴力を見せる、子どもを取り上げる、子どもを危険な目に遭わせる、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど

性的暴力

性行為を強要する、見たくないのにポルノを見せる、避妊に協力をしない、中絶を強要するなど

経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを禁止する、家庭の収入について教えないなど

女性に対するDVはなぜ起るのか？

DVとは、さまざまな暴力を行使し、相手を怖がらせる、傷つけるなどして、自分の思い通りに相手をコントロールしたり支配することです。

女性に対するDVが起こる背景の一つには、「夫婦や恋人同士など親密な男女間では多少の暴力は許される」という社会的風潮が挙げられます。男性のなかには「妻に対して手を挙げたことは1、2度あるが、暴力をふるったことはない」と言っている人がいます。「手を挙げる」という行為は暴力にほかなりません。しかし、夫が妻に手を挙げるのは暴力ではないという認識なのです。

また、一般の暴力と大きく異なるのは、加害者が「怒らせるお前が悪い」「しつこくしてやったんだ」と、自分の暴力を正当化し、被害者に「私が悪いから」と思わせることです。きっかけは「反抗的だ」「家事が下手」などささいなことが多く、明確な理由もなく暴力が始

殴る、蹴るだけが暴力ではないDVはどんなじやう？

DVにはさまざまな形態があります。主なものに、殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、暴言をいくなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性的行為を強要するなどの「性的暴力」、子どもを危険な目に遭わせるなどの「子どもを利用した暴力」が挙げられます。

これらの暴力は単独ではなく、複数が重なりあって使われることが多く、エスカレート

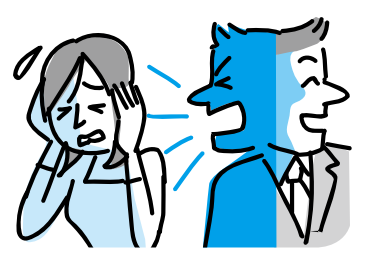
男性が被害に遭う場合もありますが、被害者の多くは女性です。内閣府の調査によると、女性の約3人に1人が何らかの暴力を受けたことがあると答えています。警察庁の統計(データA)でも、配偶者間における犯罪被害者の約9割が女性となっています。

これまで、DVは夫婦げんかや男女間のもめ事であり、他人が踏み込めない個人的な問題として扱われてきました。加害者だけでなく被害者自身もDVであると認識していない、他人に知られることを恐れるなど、被害がなかなか表面化してきませんでした。

しかし、現実にDVは身近に起きているのです。

夫婦や恋人同士など、親しい関係の中で繰り返される暴力は、心とからだに深刻な被害を与え、個人の尊厳をも奪ってしまいます。

DV例②／外と家では態度が違う夫

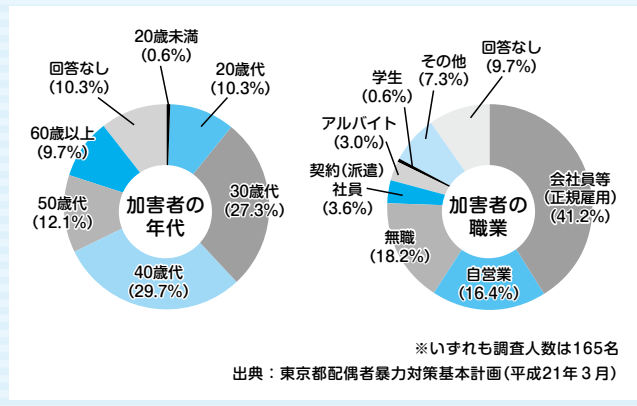


人前ではやさしく、温和な夫。しかし、家では殴る、蹴るなどの暴力。いつ怒り出すかわからず、びくびくして暮らしている。(身体的、精神的暴力)

また、家庭や職場など社会における男女の固定的役割分担意識や経済力の格差、男性優位の意識など、男女が置かれてきたこれらの歴史的状況が背景にあります。

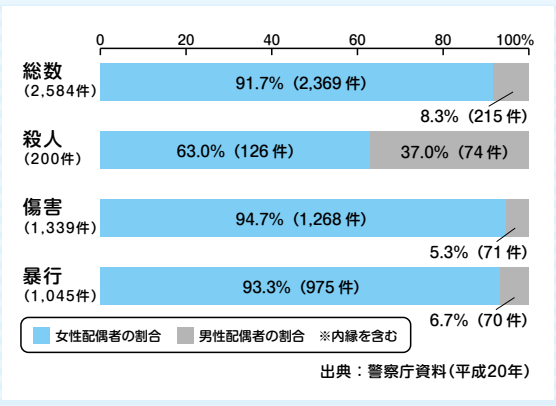
しかし、どんな社会的風潮や理由、歴史的状況があったとしても、暴力をふるってよいことにはならないのです。

【データB】加害者の年代・職業



加害者の年齢は、40代が29.7%、30代が27.3%、50代が12.1%。職業は、会社員等が41.2%、自営業16.4%、無職が18.2%となっています。

【データA】配偶者間における犯罪の被害者



平成20年中に検挙した配偶者間(内縁関係を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)のうち、91.7% (2,369件)が女性が被害者となった事件です。

データに見るDVの現状

日常的に繰り返される暴力被害者への影響は？

身体的な影響は、あざ・打ち身、裂傷・切り傷、骨折、歯が折れる、鼓膜が破れるなどさまざまで、一生治らないけがを負わされるケースもあります。



DV例③ 生活費を渡してもらえない

お金は夫が管理し、わずかな生活費しかもらえず食べていけない。働きに出ることも許してくれず、友人や実家とのつきあひも制限されている。(経済的暴力)

DV防止法施行以降、保護命令の申立件数は年々増加し、保護命令が発令された件数も増加傾向にあります(データ②)。

DVは人権侵害であり、犯罪にもつながる行為です。DVを受けているかもしれないと気づいたら、一人で悩まずに周囲の信頼できる人や専門機関(PE)に相談してください。

DVのない社会に向けて 私たちにできること

被害者のなかには、DVの被害者であることを自覚できなかったり、自分を責めたりして、問題を一人で抱え込んでいる人も少なくありません(データ②)。

DVの相談を受けたり、被害を打ちあけられたら、相手の立場になって話を聞いてください。その際、「悪いのは加害者」であることを伝え、専門機関に相談することをすすめてみましょう。

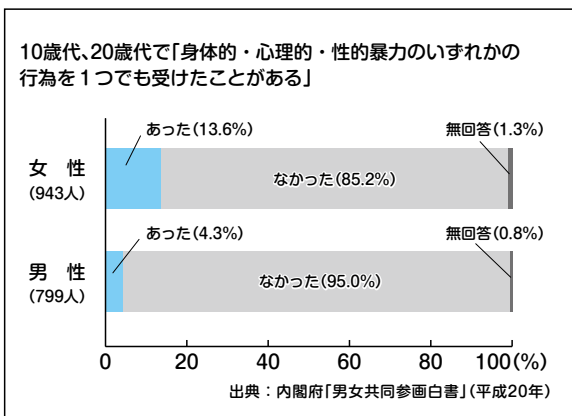
DV防止法では、暴力を見聞きした際、私たち市民に通報(配偶者暴力相談支援センターや警察官へ)するよう求めています。

DVを根絶するには、暴力を容認しない社会にすることが大切です。DVを他人事にせず、一人ひとりが関心を持ち、理解を深めていくことが求められます。

若者に増えている デートDVって？



【データ②】交際相手からの被害経験



10歳代～20歳代で交際相手から身体的暴力、精神的な嫌がらせや脅迫、性的な行為の強要などの行為を1つでも受けたことがあると答えた女性は、13.6%となっています。

DVは大人だけの問題ではありません。20代の高校生、大学生の恋人同士にも起きています。内閣府の調査(データ②)では、10歳代～20歳代で交際相手から何らかの暴力を受けた女性は1割を超えています。

暴力の形態は「気に入らないことがあると、物を投げる」「バイトをさせる・やめさせる」「携帯電話のメールを勝手にチェックする」「別れたい」という脅す「性的な行為を拒むと冷たい態度をとる」など、大人のDVとほとんど変わりません。

ただし、若い恋人同士の場合、それを嫉妬や愛情表現だと思い込み、なかなかDVと気づくことができません。大人のDV同様、周囲が気づいてあげることが重要です。「最近、学校を休みがちになった」「メールの返信が滞ることが多い」「不審なアザがある」など、様子の変化に気づいたら、話を聞いてあげたり、専門機関に相談することをおすすめします。

DVは犯罪 被害に遭ったら一人で悩まないで

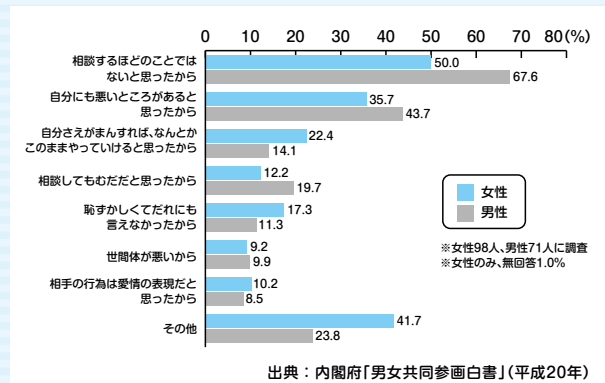
平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)は、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全を守り、自立を支援するためにつくられた法律です。

同法では「配偶者暴力相談支援センター」において、被害者の相談や一時保護を行うほか、被害者や子ども、親族などの安全を守る「保護命令」の制度が設けられています。また、

精神的な影響も大きく、いつ暴力をふるわれるかわからないという緊張感や恐怖感もとて、不眠、頭痛、動悸、吐き気などの症状(PTSD：心的外傷後ストレス障害)が現れることもあります。日常的に暴力を受けていると、自分は何の価値もない人間だと思ひ込み、無気力になってしまいます。なかには「私が悪いからこうなった」と自分を責めてしまい、うつ症状や自殺願望に悩まされる人もいます。

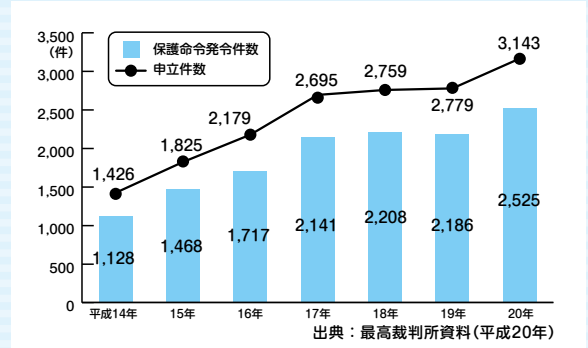
子どもに与える影響も深刻です。暴力を見て育った子どもは、心理的虐待を受けているのと同じ状態にあると言われます。そのため情緒不安定になる、摂食障害等の心身症を起こす、不登校になるなどのケースもみられます。また、無意識のうちに、問題解決の手段として暴力を用いることを覚えてしまう場合もあります。

【データ③】相談しなかった理由



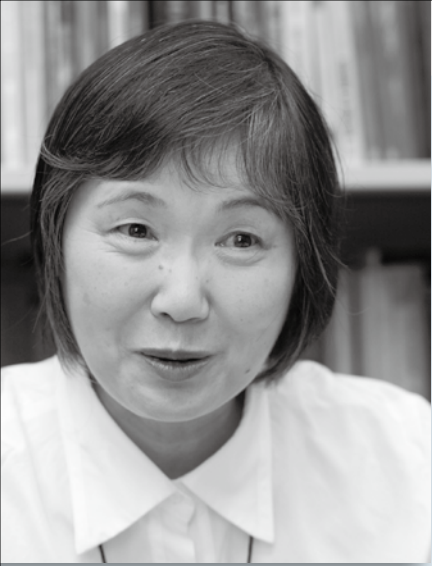
配偶者から受けた暴力について相談しなかった理由を聞いたところ、女性の50.0%が「相談することのほどでもないと思った」、35.7%が「自分にも悪いところがあると思った」と答えています。

【データ④】配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況



平成20年に裁判所に申し立てられた保護命令の件数は3,143件。そのうち保護命令が発令されたのは2,525件で、年々増加傾向にあります。

データに見るDVの現状



戒能 民江

お茶の水女子大学理事・副学長

DVの根絶には、
男女が対等でお互いに
尊重しあえる社会を
築いていくことが大切。

DVは、個人的な関係ばかりが原因で起こるものではありません。女性蔑視・男性優位の社会や、人々の意識によって生み出されるものです。ですから、DVのない社会にしていくには、社会の意識を変えていくことが大切です。暴力を容認しない社会を築いていくと同時に、一人ひとりが家庭や地域、職場などで対等な関係をつくっていくことが何より大切といえましょう。それはまさに、男女が対等でお互いに尊重しあえる「男女共同参画社会」を築いていくことにほかなりません。

本紙に関する
ご意見・ご感想
は、男女共同参画
センターまでお寄
せください。

★電話・FAX★
TEL) 042-648-2230
FAX) 042-644-3910

★メール★
b050900@city.
hachioji.tokyo.jp

女性の参画状況推移

区分	18年	割合	19年	割合	20年	割合
審議会 等数	81	86.4	76	84.2	95	84.2
(内女性を 含む数)	70		64		80	
審議会 委員数	1,317	36.8	1,269	36.1	1,484	32.7
(内女性 委員数)	485		458		486	

八王子市の行政審議会等
委員への女性の参画状況

審議会等とは、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から意見を求めるため法令や条例などに基づく設置機関です。

市の審議会等委員への女性の参画については、昨年の36.1%から32.7%と減少してしまいました。審議会等では、いまだ女性委員数が0というところも見受けられます。市では、平成24年度までに審議会等における女性委員の登用率50%を達成することを目標とし、関連部署とより一層の連携を図り、登用率向上に努力をしてまいります。

DV被害の実態から 見えてくるもの

平成11年に初めて全国で行われた『男女間における暴力に関する調査』（内閣府）をみると、4.6%の女性が夫（または元夫）から「命の危険を感じる暴力を受けた」と答えています。こうした実態などを受け、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）が施行されました。

しかし、平成20年の調査では、命の危険を感じた経験のある女性が4.4%と、状況はあまり変わっていません。実際に夫（内縁を含む）からの暴力で殺人に至ったケースは昨年より増えていて、問題の深刻さが伺えます。公的機関において相談や支援を行う仕組みができ、相談件数、一時保護や保護命令発令の件数は年々増えています。が、依然として私たちの周囲にはDVの被害を誰にも言えずに一人で抱えている女性がいるのです。

なぜ被害者は相談したり 逃げ出さないのか

第三者から見ると、法的支援があるにも

かわらず、なぜ相談したり、支援や保護を求めたりしないのかと思うかもしれません。しかし、被害者にとって逃げ出せない状況にあることが多いのです。

第一に、加害者から受ける心理的束縛が挙げられます。とくに長期にわたり暴力を受け続けていると、精神的な束縛を受けて自信がなくなり、無気力状態に陥ります。「仕返しをしてやる」「どこまでも追いかけやる」などといった脅しによって、被害者は恐怖感と孤立感を植えつけられてしまうことが多いのです。実際、逃げた後に執拗な追跡に遭ったり、悲惨な事件が起きる場合もあります。

第二に、社会的・経済的な問題が挙げられます。これまで築いてきた家族の関係、地域の人間関係を断ち切り、新しい住居や職場を見つけ自立した生活をしていくのは現実的にとっても大変なことです。子どものいる場合はさらに深刻で、将来の展望のない状況で踏み出すことは難しいのです。

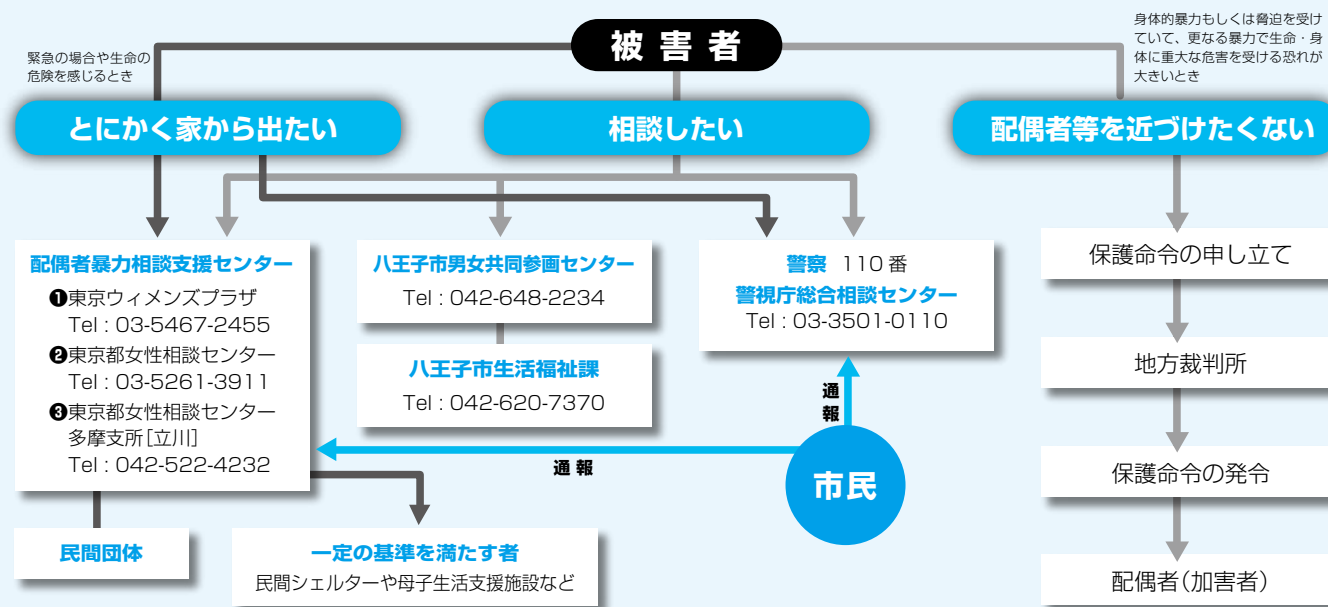
第三に、「夫婦なら暴力をふるうはずがない」「女性にも問題があるはず」などといったDVに対する誤った認識や、「子どもから父親を奪っていくのか」「女性が一人で生きていくのは大変」といった社会通念

男女が対等な関係を 築くことが大切

DV防止法が施行されて8年。この間、平成16年と20年に改正法が施行され、市区町村への配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務や保護命令の範囲などが拡充されました。しかし、被害は依然としてなくなりません。

DVは、個人的な関係ばかりが原因で起

被害にあった場合の相談等の流れ



DV相談機関一覧

▶八王子市男女共同参画センター

夫婦・家族間の悩み事、生き方や人間関係などの悩み、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安、女性の人権にかかわる法律や裁判の相談に、専門の相談員が応じます。

【女性のための相談】

◇専門相談・カウンセリング【要予約】

女性の専門相談員や心理カウンセラーが応じます。

午前	水・土曜日	午前9時～正午	心理カウンセラー	45分
午後	木曜日	午後1時～午後4時	専門相談員	30分
夜間	第2木曜日 第4木曜日	午後5時～午後8時	心理カウンセラー	45分

◇弁護士相談【要予約】

第3土曜日	午後2時～午後5時	弁護士	30分
-------	-----------	-----	-----

◇電話相談【年末年始を除く】

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話を伺います。

月～土曜日	午前9時～午後7時	相談担当職員
-------	-----------	--------

相談の予約やお問い合わせは、

相談専用電話 **042-648-2234** まで。

▶DVホットライン八王子【民間団体による相談】

電話相談	月曜日	午後9時～午後12時
無料	お問い合わせ／042-648-9580	

▶東京ウィメンズプラザ

電話相談・面接相談	毎日【年末年始を除く】	午前9時～午後9時
無料	お問い合わせ／03-5467-2455	

▶東京都女性相談センター多摩支所

電話相談・面接相談	月～金曜日 【祝日・年末年始を除く】	午前9時～午後4時
無料	お問い合わせ／042-522-4232	

▶夜間・緊急の場合

警察	110番
東京都女性相談センター	03-5261-3911

▶男性相談【東京ウィメンズプラザ】

電話相談	月・水曜日 【祝日・年末年始を除く】	午後5時～午後8時
無料	お問い合わせ／03-3400-5313	

男女共同参画センターの紹介

当センターでは男女共同参画社会の実現のため、女性の自立支援や男性の地域参画などのための講座開催や女性のための相談、学習支援などのための託児サービスなどの施策を推進しています。

◇開館時間

月曜～土曜日／9時～19時
日曜日／9時～17時

◇休館日

年末年始（12月29日～1月3日）、
毎月第1火曜日（館内点検日）

♡ほっとタイムサービス♡

クリエイティブホール内の生涯学習センター図書館・生涯学習センター及び男女共同参画センターを利用して学習する方、また、八王子市ご事情で仕事探しをする方のための無料託児サービスです（事前の登録・予約が必要です）。

◇対象 1～6歳の未就学児

◇利用時間

日・月・水・金・土曜日／
9時～12時
火・木曜日／13時～17時

